

地域医療構想調整会議に求められる主な役割

1 地域医療構想の達成を推進するための協議の場（医療法30条の14）

(1) 区域の医療提供体制の構築に関する事項

例 地域医療構想の進め方に関する協議 在宅医療の進捗の確認 等

(2) 区域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する事項

例 各医療機関の具体的対応方針（役割、病床数）の協議 病床の過剰な機能への転換に係る協議
病床の新增設（特例病床、特例適用診療所）に係る協議
未稼働病床を有する医療機関への対応の協議 等

(3) 地域医療介護総合確保基金の事業計画に盛り込む事業に関する事項

例 補助金を活用した病床機能転換や病床規模適正化の協議 等

(4) その他、地域医療構想の達成を推進するために必要な事項

2 地域の外来医療に関する協議の場（医療法30条の18の4）

本協議の場は、医療法30条の18の4第3項において地域医療構想調整会議を活用することが可能とされていることから、**本県では地域医療構想調整会議を地域の外来医療に関する協議の場と位置付けている。**

(1) 外来医師偏在指標を踏まえた外来医療に係る医療提供体制の構築に関する事項

例 地域で今後確保することが必要となる外来医療機能の協議

(2) 紹介受診重点医療機関に関する事項

例 紹介受診重点医療機関の取りまとめの協議

(3) 外来医療に係る病院・診療所の機能分化・連携の推進に関する事項

(4) 外来医療に係る複数の医師が連携して行う診療の推進に関する事項

(5) 医療機器等の効率的な活用に関する事項

例 医療機器の共同利用方針の協議（共同利用計画の内容の確認）

(6) その他、外来医療に係る医療提供体制を確保するために必要な事項

地域医療構想調整会議に求められる主な役割

3 その他

医師の働き方改革の推進（令和4年1月19日厚生労働省告示第7号「医師の労働時間短縮等に関する指針」）

▶ 地域医療構想調整会議等における協議等を通じて、地域の医療機関の役割分担や夜間及び休日における救急対応の輪番制の構築等、地域における医療提供体制における機能分化・連携を推進し、地域全体で医師の働き方改革に取り組むことが推奨される。